

鳥取県地域防災計画の修正案に対するパブリックコメントの実施結果について

危機管理政策課

東日本大震災の教訓等を踏まえた災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正、本県における近年の災害対応の教訓等を踏まえた鳥取県地域防災計画の修正案についてパブリックコメントを実施しました。

記

- 1 意見募集期間 平成26年2月27日（木）から3月12日（水）まで
- 2 応募者数 7名（意見総数：延べ8件）（原子力災害対策編に関するものを除く）
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方（原子力災害対策編に関するものを除く）

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
男女共同参画	平成25年5月に、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が出されたが、鳥取県地域防災計画は、以前から女性等の観点からの計画を作成されているので、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」をうけての修正は必要ないとの考えか。	本県地域防災計画では、従前より「女性、災害時要援護者等をはじめとする県民の多様な意見の反映」を計画の基本方針の1つに位置づけ、計画策定を行ってきたところです。また、平成25年3月に修正した計画においては、東日本大震災で課題となった災害時における男女共同参画について、避難所運営における女性の参画の推進、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めることなどを追加し、女性・障がい者等の多様な主体の視点を一層具体的に反映しました。このたび内閣府が作成した指針は、東日本大震災での課題を踏まえたものであり、すでに指針の内容については概ね計画に取り入れています。引き続き必要な事項を計画に反映させたいと考えています。
防災訓練	広域の防災訓練（行政、自衛隊、病院その他の関係機関）を行い、実際機能するか（指揮態勢など）の検証を随時実施しておくことが重要と思います。	毎年度実施する防災訓練で課題となったこと、県内外で実際に起こった災害の対応で課題となった事項を踏まえて地域防災計画を修正することとしています。
情報伝達	住民への正確な情報伝達手段について整備をお願いします。	住民への避難勧告・指示などの緊急情報の伝達は市町村が主体的に担っています。県では、緊急速報（エリア）メール活用や近隣ボランティア等訪問など、迅速確実な情報伝達について助言や働きかけを行うとともに、市町村の情報伝達を補完するため、あんしんトリピーメール、とりネットHP等の多様な手段によって情報伝達を行うこととしています。これに加えて、来年度からは公共情報コモンズ（（一財）マルチメディア振興センターが運用）を活用して、テレビ、ラジオ等のデータ放送、テロップ（文字）

		放送又は読み原稿等により県民へ情報を伝達することとしています。
地区 防災 計画	地区防災計画の作成は良いことですが、日中地区にいない人のことを反映したり、訓練を行うなどによって、実情に即した、地区の全ての住民が実際に行動できる計画であることが重要と思います。	東日本大震災で自助・共助の役割が非常に大きかったことから、防災訓練の実施、高齢者等の避難支援体制の構築等地区における防災力の向上を図ることとしており、コミュニティレベル（町内会、小学校区等）で地域の実情に即した地区防災計画をつくることも記載しています。
避難 行動 要支 援者 対策	お年寄りや障がいのある人などが安全に避難できるようにしていただきたい。援護の必要な方が、情報提供に同意しやすい環境をつくるのが大切。	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。これまでも高齢者や障がい者などの避難対策については、地域防災計画の中でも名簿や個別毎の支援プランの作成などを進めることとしています。今後も避難対策にあたっては、名簿を活用するとともに、支援者等の第三者への情報提供のためには本人の同意を得ることが必要であることから、漏洩防止措置などの情報提供に同意しやすい環境づくりに取り組むこととしています。
避難 行動 要支 援者 対策	避難行動要支援者の個人情報漏れないように、取り扱いに関する要領などの作成、説明会の実施など対策を行うことが大切と思います。	平成26年度の新規事業として、市町村の福祉・防災担当者、社会福祉協議会の担当者を対象とした避難行動要支援者名簿作成に関する研修会等を実施し、名簿を作る際の注意点、個人情報保護に関する事項について市町村へ周知を行うとともに、ガイドラインの作成等によって、市町村の避難行動要支援者名簿の適正で実効的な活用を支援します。
津波 対策	車で日本海沿岸に沿って走って観たが海拔〇〇mの表示は全く目に入らない。そこで暮らす住民の意識に刷り込むことと、旅行者や通過者に知らせることが重要。各町村で任意・バラバラの標示は混乱を増すだけ。国交省と協議して「何処が・何所に・どの形式で・何時までに」設置するのか具体的指導がなされないと、取り組みへの温度差は埋まらない。	津波対策の一つである海拔表示については、平成25年2月から3月にかけて、沿岸9市町村や道路管理者（国、県、市町村）と協力し、基本的な表示方法を統一した上で、沿岸部の道路の電柱や避難所などに海拔表示板を設置（道路・避難所等に約1560箇所）しました。県民のみならず観光客に対する津波による危険性の周知を図っています。
ペット 同行 避難	災害時のペット同行避難は昨年9月から施行の改正動物愛護法で規定され、関連法との調整も整っている。ただ、避難所のペット受け入れ体制整備は	ペットの同行避難については、1月に行われた防災基本計画の修正においてもペットの同行避難の推進に伴う修正がなされたことから、本県の地域防災計画も修正して、日頃の供えとして、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼

<p>自治体レベルで行うため、地域格差がある。鳥取県は未経験のため、防災週間にペット動向避難訓練を取り入れたり、関係者協議を開催しておく事が望ましい。ペット関連は、日獣も含む4団体で構成される災害時動物救援本部が立ち上がり、自治体の要請に応じて、被災自治体の立ち上げる動物救援本部を後方支援する制度がある。原発事故は立ち入り禁止区域設定等の措置がとられ、救援活動も制約がかかるので、ペット同行避難を徹底し、受け入れ態勢等を整えて貰いたい。</p>	<p>養について記載し、啓発や訓練に努めることと しています。災害時の避難所におけるペットの 管理対策については、市町村において避難所で のペット飼育場所の確保や受入体制の整備に努 めることや、必要に応じて県が仮設収容施設を 整備すること、動物愛護3団体及び日本獣医師 会により構成される緊急災害時動物救援本部事 務局に対し応援要請を行うことなどをこれまで も地域防災計画に記載しています。</p>
---	---